平成２９年（フ）第１８１号
静岡県伊豆市土肥456番地の７
債務者　石川美由記
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２９年（フ）第１７４号
鹿児島県鹿児島市中央町34番地５　平成中央ビル401号
債務者　松元　博重
１　決定年月日時　平成29年６月１日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年７月31日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１４号
山形県鶴岡市川尻字町上19番地３
債務者　阿部　孝司
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
山形地方裁判所鶴岡支部

平成２９年（フ）第５０号
長野市みこと川61　東棟
債務者　岡田　　純
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第７６号
長野市川中島町御厨1872番地１
債務者　戸谷やよい
１　決定年月日時　平成29年６月２日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４９０号
京都市山科区日ノ岡鴨土町31番地２　シネマ御陵206号室
債務者　丸田　　茂
１　決定年月日時　平成29年６月５日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２９年（フ）第１８号
兵庫県加西市北条町黒駒367番地の１
債務者　前田　武人
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第２３号
兵庫県加東市馬瀬137番地
債務者　大前　公数
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２９年（フ）第１１１号
香川県高松市郷東町５番地14　第２オリエントハイツ404
債務者　池田　文江（旧姓福原）
１　決定年月日時　平成29年６月６日午後１時30分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第３３号
福岡県鞍手郡鞍手町大字新延６番地11　舟川町営住宅３棟５号
債務者　谷口　光廣
１　決定年月日時　平成29年６月１日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
福岡地方裁判所直方支部

平成２９年（フ）第２０号
大分県日田市大字三和742番地１　サンパティーク・ロジュマンＢ201号
債務者　高野　盛道
１　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第２１号
大分県日田市大字三和742番地１　サンパティーク・ロジュマンＢ201号
債務者　高野美優貴
１　決定年月日時　平成29年６月６日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
大分地方裁判所日田支部

平成２９年（フ）第１５９号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目27番７号
債務者　酒井　良子
法定代理人成年後見人　芝田　　淳
１　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２９年（フ）第１６０号
鹿児島県鹿児島市玉里団地１丁目27番７号
債務者　酒井　貴二
１　決定年月日時　平成29年６月２日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月１日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２８年（フ）第３２５号
さいたま市見沼区大字東新井710番地50　１－106、破産手続開始時の住所さいたま市見沼区大字山24番地30
破産者　石山　直樹
１　決定年月日　平成29年５月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
埼玉県児玉郡美里町大字関17番地４
破産者　尾高　光一
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２８年（フ）第２４６号
埼玉県児玉郡美里町大字関17番地４
破産者　尾高　和子
１　決定年月日　平成29年５月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部